

寄附金の税額控除制度について

当顕彰会は、寄附金の所得税額控除の対象となる公益財団法人として認定されています。(別添「税額控除に係る証明書」のとおり。)

このため、「年会費」及び用途を明確にしない一般的「寄附金」の合計額について、税額控除制度上の「寄附金」として、その適用を受けることができます。

このため、当会における本制度の処置として、領収証発行の要求があった会員を除き、10,000円以上の寄附金を頂いた会員について領収証を発行することとさせて頂いています。

しかし、毎年、税務署に確定申告をされており、この領収書が必要な方は事務局まで電話等で要求してください。年末の確定申告時期までに、年間分の寄附金合計額の領収証を送付させていただきます。

本制度の詳細につきましては、添付しています内閣府の資料でご確認ください。

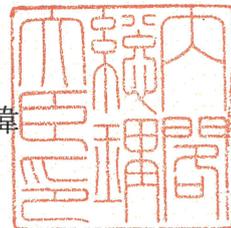
公益財団法人
特攻隊戦没者慰霊顕彰会
事務局長 石井 光政



府益担第410号
令和3年5月7日

公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会
代表者 藤田 幸生 殿

内閣総理大臣
菅 義偉



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年5月7日から令和8年5月6日まで

II 総論

1. 税額控除制度について

(1) 概要

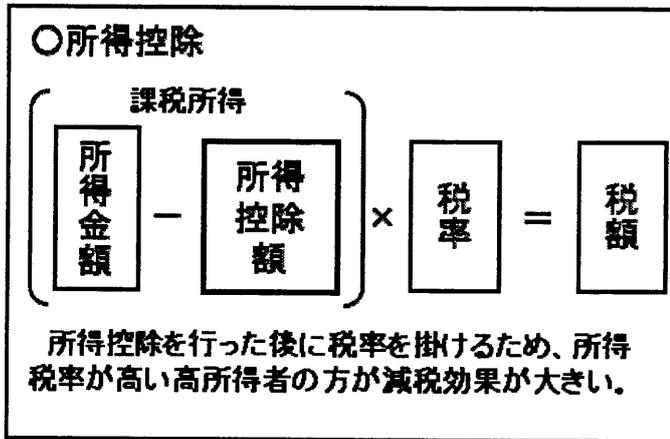
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

(2) 税額控除とは

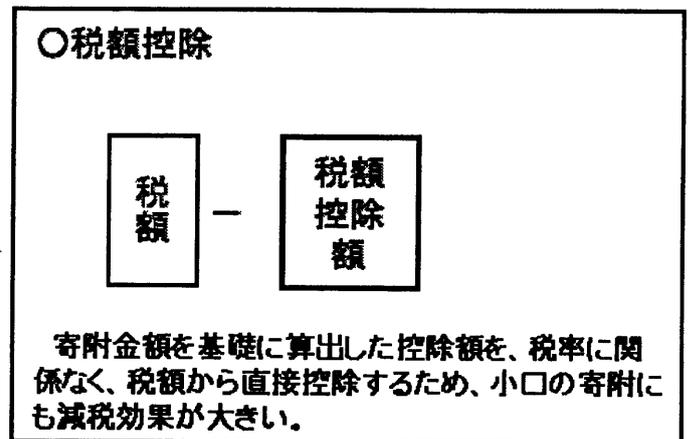
これまで、個人が、公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきました。

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、公益社団法人・公益財団法人の公益活動の主要な原資である寄附金収入が拡大することが見込まれます。

（これまでの寄附金控除制度）



（新たな寄附金控除制度）



(3) 具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[\text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。